

林政審議会施策部会における森林整備保全小委員会の設置について

1 趣旨

森林整備保全事業計画は、森林法第4条第5項の規定に基づき、農林水産大臣が全国森林計画の最初の5年間に係る森林整備保全事業の実施の目標及び事業量を定めるものであり、林政審議会の意見を聴いた上で、閣議決定を経てたてることとなっている。

現行計画（計画期間：平成16年度～20年度）においては、「安心」、「共生」、「循環」、「活力」の4つの事業目標の下に8つの成果指標を設定しており、現在、その達成に向けて、計画的かつ着実に森林整備保全事業が進められているが、次期計画の策定に当たっては、最近の森林・林業を取り巻く状況の変化等を踏まえつつ、森林整備保全事業の成果をより分かり易く国民に示す観点から、成果指標について検証することが必要と考えている。

このため、林政審議会議事規則第6条の規定に基づき、林政審議会施策部会に「森林整備保全小委員会」を新たに設置し、次期森林整備保全事業計画の成果指標に係る検討を行うものとする。

2 検討スケジュール（案）

平成20年5月頃から具体的な検討を開始し、本年末を目途に報告を取りまとめる。

3 委員（五十音順、敬称略）

岡田 秀二	（岩手大学教授）	（林政審議会委員）
川上 晴代	（栃木県環境森林部）	（林政審議会特別委員）
櫻井 尚武	（日本大学教授）	（林政審議会委員）
執印 康裕	（宇都宮大学准教授）	（林政審議会特別委員）
白石 則彦	（東京大学大学院教授）	（林政審議会特別委員）
高橋 弘	（北里大学教授）	（林政審議会特別委員）
土屋 俊幸	（東京農工大学教授）	（林政審議会特別委員）
早坂 みどり	（住空間工房代表）	（林政審議会委員）

(参考) 現行計画における事業の目標と成果指標

● 『安心』 ……国民が安心して暮らせる社会の実現

成果指標 育成途中の水土保持林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合
【整備保全をしない場合50%→整備保全により66%】

成果指標 周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保される集落数
【4万8千集落(H15)→5万2千集落(H20)】

● 『共生』 ……森林と人との共生する社会の実現

成果指標 針広混交林など多様な森林への誘導を目的とした森林造成の割合
【31%(H15)→35%(H20)】

成果指標 海岸林や防風林などの総延長
【約7千kmを保全】

成果指標 バリアフリー等に配慮した歩道等が整備された森林
【約1,100万人の都市住民に提供】

● 『循環』 ……循環を基調とする社会形成への寄与

成果指標 木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量
【1億2千万m³増加】

● 『活力』 ……森林資源を活かした活力地域社会の形成への寄与

成果指標 森林資源を積極的に利用している地域数
【約10流域(H15)→約20流域(H20)】

成果指標 山村地域における生活環境の整備
【今後5ヶ年に整備が完了する地区の人口約80万人】

関係法令及び規則

○林政審議会令（昭和四十年政令第百一号）（最終改正平成19年9月12日）

（委員の任期）

第一条 林政審議会（以下「審議会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第二条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（特別委員）

第三条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 特別委員は、非常勤とする。

（幹事）

第四条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

（部会）

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから互選する。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめその部会に属する委員のうちから部会長が指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第六条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

（庶務）

第七条 審議会の庶務は、林野庁林政部林政課において処理する。

（雑則）

第八条 この政令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が、審議会に諮つて定める。

○林政審議会議事規則（最終改正平成19年9月13日）

（会議）

第一条 林政審議会の会議（以下「会議」という。）の日時及び場所は、会長（会長が選任されていない場合にあつては農林水産大臣）が定める。

第二条 会議に議長を置き、会長をもってこれにあてる。

第三条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けるものとする。

第四条 会議は、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

3 会長は、次に掲げる事項を記載した会議の議事録を作成し、農林水産省に設けられる文書閲覧窓口において縦覧に供するものとする。

一 日時及び場所

二 開会及び閉会の時刻

三 出席した委員の氏名

四 議題

五 審議の内容

六 その他重要な事項

4 会長は、前項の規定にかかわらず、会議の円滑な運営を図るため必要がある場合には、同項の議事録のほか、議事要旨を作成し、会議の議決を経て、同項の議事録に代えて縦覧に供することができる。

5 前四項の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（特別委員）

第五条 特別委員に調査審議させるべき事項は、特別委員ごとに会長が定める。

2 特別委員は、会長の求めに応じて会議に出席し、特別の事項について報告を行い審議に参加する。

（小委員会）

第六条 部会長は、必要があると認めるときは、部会長の指名する委員又は特別委員によって構成される小委員会に特定の事項を調査審議させることができる。

（雑則）

第七条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。